

## 土地使用貸借契約書

貸主 高槻市を「甲」とし、借主 学校法人 関西大学を「乙」として、平成20年2月29日付けで締結した基本合意書（以下「基本合意書」という。）に基づいて、次の条項により契約を締結する。

### （貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を、乙に無償で貸し付けるものとする。

#### 物件の表示

（所在地）高槻市古曾部町二丁目地内 北部大阪都市計画事業

J R高槻駅北東土地区画整理事業区域

3街区8-2画地、3街区8-3画地

3街区9-2画地

（別紙図面の通り）

（地積）8,845.01㎡

### （貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成22年4月1日から平成42年3月31日までの20年間とする。

### （指定する用途）

第3条 乙は、貸付物件を高槻新キャンパス用地以外の用途に供してはならない。

### （権利の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約により生じる権利を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

### （土地の現状変更）

第5条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に書面で甲の承認を得なければならない。

### （使用上の制限）

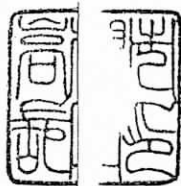
第6条 乙は、貸付物件の使用について、近隣住民に騒音等の迷惑がかからないようにするとともに、トラブル等が生じたときは、責任をもって対応しなければならない。

### （管理義務等）

第7条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、貸付物件内でおこった事故等については、乙の責任において対応するものとする。また、貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費はすべて乙の負担とする。

### （実地調査等）

第8条 甲は、乙の業務遂行を妨げない範囲で、事前に通知を行い、貸付物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙はこの調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。



(瑕疵担保等)

第9条 乙は、この契約の締結後、貸付物件に瑕疵のあることを発見しても、乙の責任において対応するものとし、甲に対して損害賠償の請求をすることができない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約及び基本合意書並びに平成20年8月18日付けで締結した覚書に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(期間の更新)

第11条 乙は、貸付期間満了後、引き続き第3条に定める用途に供するため、貸付期間を延長しようとするときは、貸付期間満了日の6ヶ月前から1ヶ月前までの間に、書面をもって甲に申し出るものとし、甲は特段の事情がない限り同一の期間及び内容をもって更新するものとする。その後において貸付期間が満了したときもまた同様とする。

(貸付物件の返還)

第12条 乙が第3条の規定による用途に供しなくなったとき、第10条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は貸付物件を速やかに原状に回復し、甲に返還しなければならない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(信義則)

第14条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

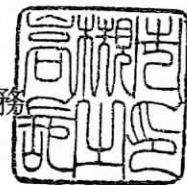
(疑義等の決定)

第15条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年 3月16日

貸主(甲) 住 所 高槻市桃園町2番1号  
高槻市  
代表者 高槻市長 奥本 務



借主(乙) 住 所 吹田市山手町3丁目3番35号  
学校法人関西大学  
代表者 理事長 上原 洋

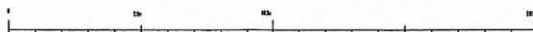
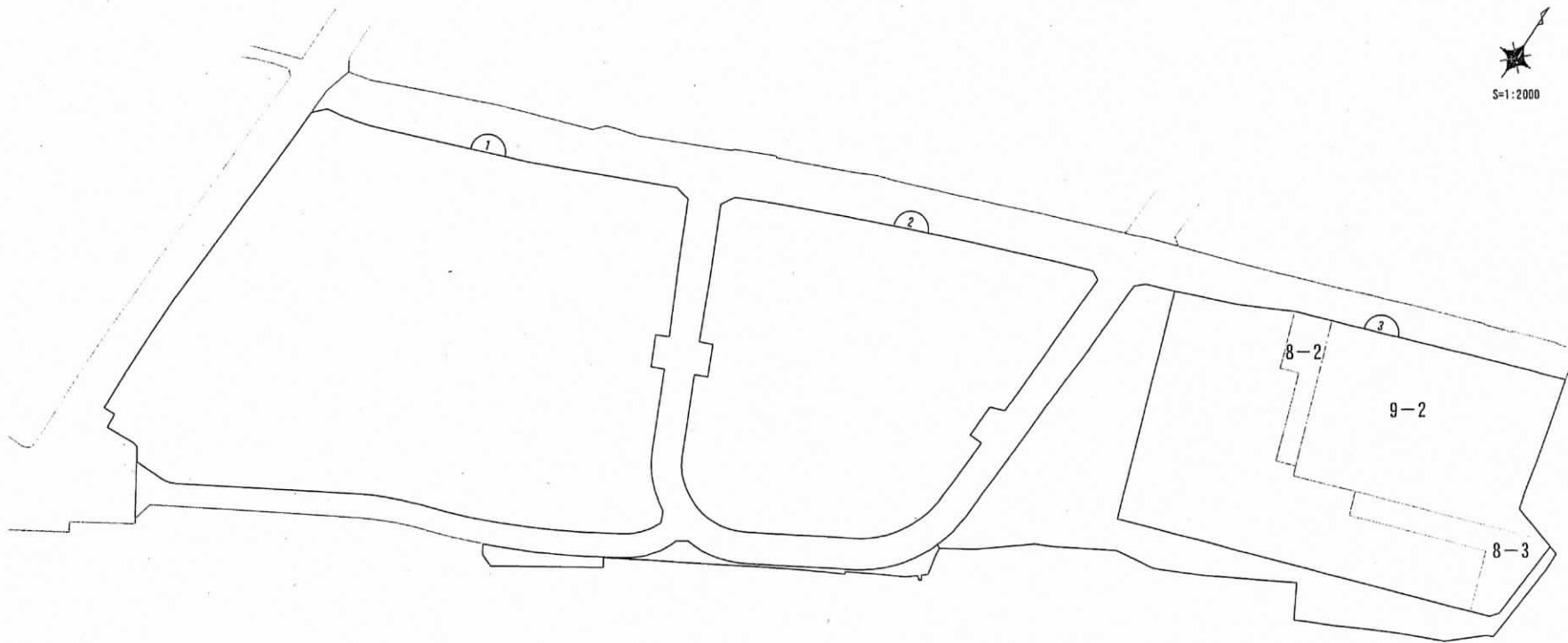


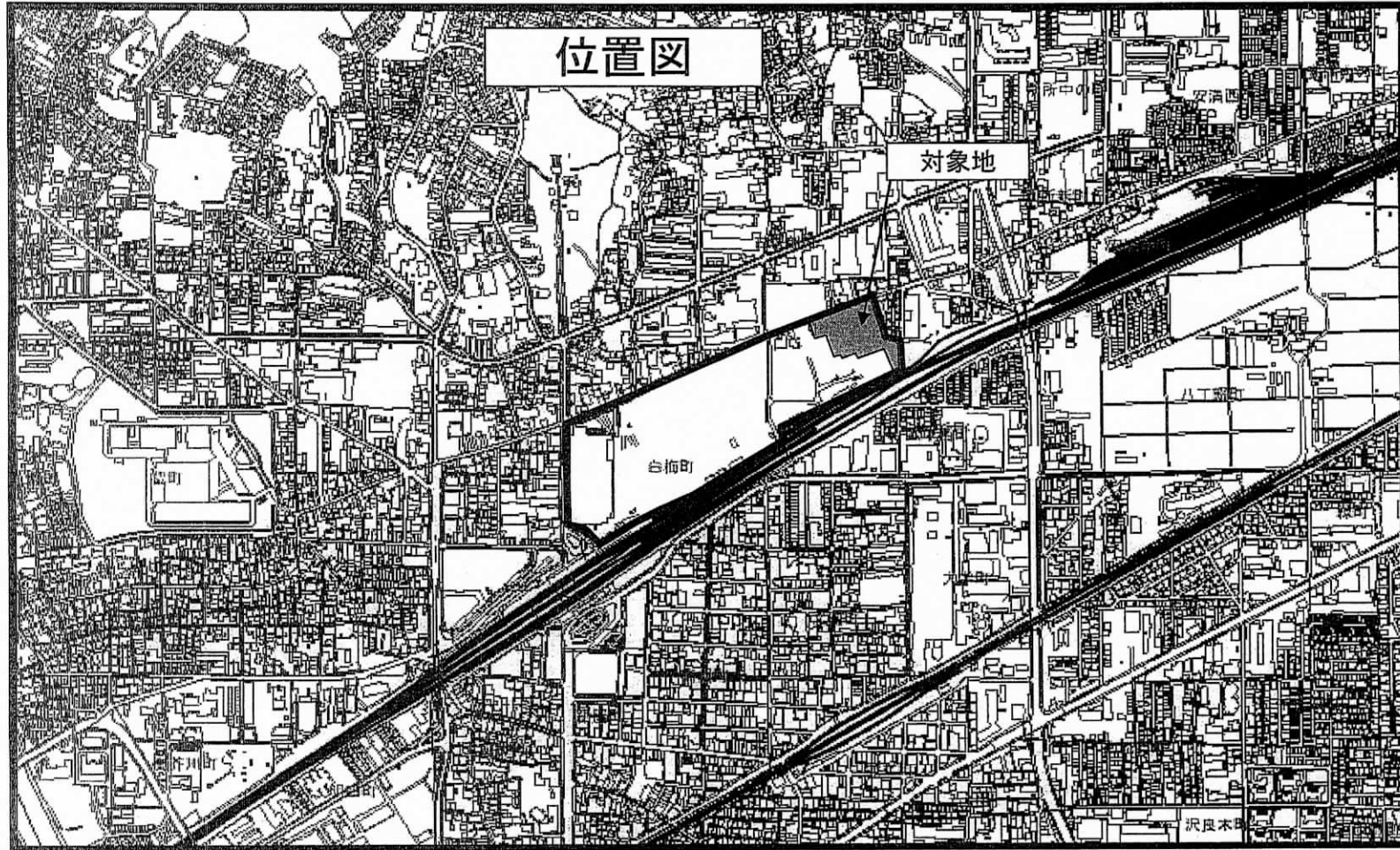
# 貸付物件位置図

北部大阪都市計画事業 JR高槻駅北東土地地区画整理事業



S=1:2000





位置図

対象地

台梅町

沢良木町